【動物用医薬品特例店舗販売指定品目の変更手続きについて】

動物用医薬品特例店舗販売業において、取り扱う動物用医薬品を変更する場合は、下記の手続きが必要です。

□　手続きは店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。
□　受付時間：平日　午前（８：３０～１１：３０）、午後（１：００～４：３０）

提出書類

変更内容	必要祖類
○　既存の販売指定品目の取扱いを廃止する場合	□　動物用医薬品販売業許可関係事項変更届出書（事後届） □　動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請書 □　品目表２
○　販売指定品目を新しく追加する場合	□　動物用医薬品特例店舗販売指定品目変更（追加指定）申請書 □　動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請書 □　品目表１
○　品目の廃止と追加を同時に行う場合	□　動物用医薬品特例店舗販売指定品目変更（追加指定）申請書 □　動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請書 □　品目表１

□　**手数料**：２，１００円

○　令和８年９月 30 日で収入証紙の販売が廃止されるため、令和８年 10 月１日以降の申請は支払い窓口でのキャッシュレス決済または現金による支払いとなります。

○　令和８年９月 30 日までに購入された収入証紙については、令和９年３月 31 日まで使用できます。

○　キャッシュレス決済の場合は、本県ＨＰ「鹿児島県収入証紙制度の廃止について」に記載されているキャッシュレス決済対応端末設置場所にて支払いを行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。

○　現金による支払いの場合は、県が収納事務を委託した団体の支払窓口（キャッシュレス決済対応端末の設置場所のうち「現金収納」に○がついている所属）で現金による納付を行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。

※家畜保健衛生所での現金支払いはできません。

＜注意＞

（A）動物用医薬品販売業許可関係事項変更届出書

取扱いを廃止する品目がある場合に提出してください。(廃止と同時に追加を行う場合、この届出書は不要です)

（B）動物用医薬品特例店舗販売指定品目~~変更（~~追加指定~~）~~申請書

新たに指定品目を追加する場合に提出してください。

廃止と追加を同時に行う場合は、３「参考事項」に取扱いを廃止する品目名、製造販売業者名を記載してください。

廃止品目が多い場合は、３「参考事項」に「別紙２　品目表２」と記載し、品目表２を添付してください。

（C）品目表１

追加しようとする品目については、新規申請時と同様に品目名・成分・分量・用法・用量・効能又は効果、及び製造販売業者の氏名又は名称を記入してください。

（D）品目表２

取扱いを廃止しようとする品目については、品目名及び製造販売業者の氏名又は名称を記入してください。

（E）動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請書

動物用医薬品の取扱いを廃止する場合、及び販売指定品目を追加する場合には、許可証を書き換える必要がありますので、提出してください。

※許可証の書換えにあたっては、旧許可証（現在使用している許可証）の原本を持参してください。

（F）新旧対照表

現在の取扱品目と変更後の取扱品目が異なる場合は必要です。